

鳥取大学献血推進サークル「白うさぎ」規約

(名称)

第1条 本サークルは鳥取大学献血推進サークル「白うさぎ」と称する。

(目的)

第2条 本サークルは献血への理解を深めるとともに、これを推進し、部員相互の親睦を図ることを目的とする。

(部員)

第3条 本サークルは、鳥取大学の学生で、本サークルの目的に賛同する者をもって組織する。

2 本サークルの部員は、部員名簿に登録した者とする。

3 部員が大学を卒業または修了、あるいは退学及び自主退会したときはその資格を失う。

(事務局)

第4条 本サークルの事務局は、鳥取県赤十字血液センター内に置く。

(役員)

第5条 本サークルに、次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

会計監査 2名

幹事 各活動ごと随時

2 役員は、部員の中から決める。

3 委員長は、本サークルを代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は副委員長が委員長の代理を務める。

5 会計は、本サークルの会計事務を務める。

6 会計監査は、本サークルの会計の監査を務める。

7 幹事は、本サークルの事業計画の達成に必要な活動を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とし、毎年9月に改選する。任期は10月1日から始まり翌年の9月30日で終わる。

(運営)

第7条 本サークルは、次の会議を行う。

1 総会

- (1) 総会は年1回以上開催し、委員長が招集する。
- (2) 総会は部員の3分の2以上をもって成立する。
- (3) 総会では、役員選出、事業活動報告、会計報告、監査報告並びに事業計画、収支計画等の審議を行う。

2 役員会

- (1) 必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 役員会では、事業計画など会の運営に必要な審議をする。

(経費)

第8条 本サークルの経費は、次をもって充てる。

- 1 鳥取県赤十字血液センター助成金。
- 2 鳥取大学地域学部自治会からの助成金。
- 3 寄付金。
- 4 部員から会費は原則として徴収しない。但し、必要に応じて徴収することもある。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年の3月31日で終わる。

附 則 この規約は、平成9年3月7日から施行する。
この規約は、平成23年3月23日に一部改正する。